

第12回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和3年6月22日（火）午後1時50分
閉 会 令和3年6月22日（火）午後2時10分
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

2 会議録署名委員

- 4番 菊池 伸明 委員 6番 石川 孝治 委員
12番 市川 耕作 委員（会長）

3 出席委員

- 1番 筒井 敏彦 委員 2番 松村 昌治 委員
4番 菊池 伸明 委員 6番 石川 孝治 委員
7番 平田 佳子 委員
9番 小林 茂 委員 10番 大室 正行 委員
12番 市川 耕作 委員
14番 伊藤 久夫 委員 15番 千金 楽千詠 委員
17番 志水 清隆 委員 18番 榎本 重雄 委員

4 欠席委員

- 8番 住崎 岩衛 委員 13番 澤井 正 委員

5 出席を要さない委員

- 3番 堀江 甚貴 委員 5番 高木 一郎 委員
11番 小牧 直子 委員 16番 岡田 正宏 委員
19番 石坂 成雄 委員 20番 戸井田 昭次 委員

6 議 長

- 12番 市川 耕作 委員（会長）

7 事務局（説明員）

高野和夫局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員
林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について
- 9 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 令和2年度農業振興事業の報告について
 - (3) 令和2年度農業委員会事業報告について
 - (4) 6月度活動報告について
 - (5) 次回の総会開催日
 - (6) その他

午後1時50分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、第12回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業経営部会の委員さんと土地利用部会の正副部会長さんにお集りいただいておりますが、8番、住崎委員さん、13番、澤井委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、4番、菊池委員さん、6番、石川委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇の〇、477平方メートル。届出書が到達した日は令和3年6月7日、転用の目的は共同住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、現地の確認を6月9日に行きました。現地は共同住宅の基礎を打ち始めていました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は武蔵野市境○の○の○、株式会社○○○○、代表取締役○○○
○○、譲渡人は本宿町○の○の○、○○○○○、土地の所在は、日新町○の○○の
○、○の合計2筆、912平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が
到達した日は、令和3年5月13日、転用の目的は建売住宅7棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんにお
願いしています。

第2項、譲受人は西東京市東伏見○の○の○○、○○○○○○○○株式会社、代
表取締役○○○○、譲渡人は住吉町○の○○の○、○○○、土地の所在は、住吉町
○の○○の○○、○○の合計2筆、387平方メートルで、所有権の移転ござい
ます。届出書が到達した日は、令和3年5月18日、転用の目的は建売住宅4棟と
なっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんにお
願いしています。

第3項、譲受人は練馬区石神井町○の○○の○○、○○○株式会社、代表取締役
○○○○、譲渡人は本宿町○の○○の○、○○○○、土地の所在は本宿町○の○○
の○○、○○の合計2筆、134.98平方メートルで、所有権の移転ございま
す。届出書が到達した日は、令和3年5月31日、転用の目的は建売住宅1棟とな
っています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小牧委員さんにお
願いしています。なお、当該地西側は本年2月に譲受人、譲渡人とも本件と同じ転
用届出が出されています。

第4項、譲受人は小金井市梶野町○の○の○○、株式会社○○○○○○○○○○
○、代表取締役○○○○、譲渡人は若松町○の○○の○、○○○○、○○○○、○

〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇の〇，〇〇，〇〇，〇〇の合計4筆、1,301平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年6月7日、転用の目的は建売住宅10棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

第2項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に、現地確認の結果の連絡をいただいております、「5月25日に現地確認に行きましたが、ちょうど工事が始まったところで、問題ありません。」とのことでございます。

第3項の現地の確認は小牧委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております、「6月3日に現地確認を行いました。当該地は周りにブロックを積み上げ、きれいに整地され、すぐにでも家が建てられる状況でした。何の問題もありません。」とのことでございます。

第4項の現地の確認は大室委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、6月3日に現地確認をしました。整地されて、工事が始まっていました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第2項、第3項は先ほど事務局から報告があったとおりです。

第4項、大室委員さん如何ですか。

○議長（市川委員） はい、第4項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、ここも6月9日に現地確認をしました。工事の看板には5月1日工事開始となっていたのですが、まだ、工事は始まっていませんでした。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇、特例適用農地は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計6筆、田、926.98平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇〇、特例適用農地は住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、田、1,382平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

6から8ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地確認は石川委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「6月13日に現地確認に行きました。田植えが終わっており、適正に管理され問題はありません。」とのことでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） 6月2日に現地を確認しました。稲が植わっており適正に管理されています。以上です。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、第1項第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は矢崎町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、田、1,086平方メートル。

2、3ページは申請者から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○委員（伊藤委員） はい、昨日現地を見に行きました。田植えが終わり適正に管理されています。問題ありません。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第1項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は5件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成30年5月10日から令和3年5月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、日新町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇から〇〇の合計17筆、田、4,965.08平方メートル。

第2項、次の者が平成30年6月4日から令和3年5月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇の一部と〇〇の合計2筆、畑、501平方メートル。

第3項、次の者が平成30年6月8日から令和3年5月26日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、武蔵台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、北山町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、1,569平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成30年6月4日から令和3年5月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計5筆、田、1,435平方メートル。

第5項、次の者が平成30年6月11日から令和3年6月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、分梅町〇の〇〇の〇から〇、〇〇の〇ら〇の合計10筆、田、2,179平方メートル。

3から6ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

8から10ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しております。

11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

12から14ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、梨、すもも等を生産しております。

15ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

16から20ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米等を生産しております。

21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

22から24ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しております。

25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております、「5月17日に現地確認を行いました。当該地は住宅街の一角に位置していて、各種野菜を栽培し庭先販売も行っており、何の問題もありません。」とのことでございます。

第3項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、現地確認の結果を事前にいただいております、「6月7日に現地確認に行きました。キュウリ、玉ねぎなど野菜が栽培されており、適正に管理されています。問題ありません。」とのことでございます。

第5項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしていましたが、委員さんも本日欠席となり、現地確認の結果を事前にいただいております、「6月11日に現地確認を行いました。当該地は水田として稲が栽培されており、適正に管理されています。問題ありません。」との連絡をいただいております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。現地は高速道路を挟んで北側と南側に位置しており、全部田んぼとなっております。6月13日に見に行きました。既に田植えが終わり、全て植えられていました。問題ありません。

第2項、第4項、第5項は事務局から報告があったとおりです。第3項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） 6月6日に現地を確認したところ適正に管理されております。以上です。

○議長（市川委員） はい、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見ないので、第1項から第5項は証明することといたします。

次に、「第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定審査の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第6号議題の説明文

第6号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を認定するものであります。

2ページの第1項、別記をご覧ください。

1の申請者の氏名等の使用借人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇、使用貸人は美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇。

2の土地の所在等は、武蔵台〇の〇〇の〇、畑、689平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計3,927平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計4,616平方メートル。

3ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、6ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、8ページが一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、7ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と8ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

9ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第6号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

第1項の現地の確認は松村委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） 6月14日に現地確認を行いました。現地はキュウリ、里芋、ネギ等各種野菜が植えてありまして、適正に管理されていて問題ありません。

○議長（市川委員） はい、他にご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は認定することといたします。

次に、9「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願いいたします。

まず（1）「生産緑地地区の制限解除について」ですが何かありますか。

（特になしの声）

○議長（市川委員） なければ（2）「令和2年度農業振興事業の報告について」ですが何かございますか。

（…）

それでは、私から事務局にお聞きします。13番、都市農地保全支援事業補助金の中の防薬シャッターとはどのようなものですか。

○事務局（加藤主査） はい、果樹栽培等で農薬散布を行う場合、周りに農薬が飛散しないように、畑の周りがある程度の高さで網目状のカーテンのようなものを張り巡らせるもので、府中では梨畑の周りに設置してあることが多いようです。

○議長（市川委員） はい、私も柿に農薬を散布する際、畑が道路に面しているので、風向きや時間帯など周囲に気を配りながら行っているのが気になりました。ありがとうございました。他によろしいですか。

（…）

よろしければ、次の（3）「令和2年度農業委員会事業報告について」ですが何かございますか。

（…）

○議長（市川委員） ないようですので、（4）「6月度活動報告について」ですが何かありますか。

（…）

○議長（市川委員） なければ、（5）の「次回の総会開催日」ですが、7月は7月20日、火曜日、午後2時から第1会議室で開催します。

次に（6）のその他ですが、委員さんからありますか。

（…）

○議長（市川委員） なければ、事務局から何かありますか。

○事務局 特にありません。

○議長（市川委員） それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第12回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。新型コロナウイルスの感染状況

が現在と同じような状況であれば、次回も出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

午後 2 時 1 0 分閉会